

2014年11月21日

東京「TKP東京駅京橋ビジネスセンター」

(一社) 全国木造建設事業協会 第3期総会

1. 第3期事業報告 (2013/9~2014/8)

(1) 応急仮設木造住宅建設に関する災害協定について

1) 災害協定の締結、17都県に広がる

全木協の応急仮設木造住宅建設等を目的とした災害協定は、第3期に新たに三重県(12月6日)、大分県(2月3日)、千葉県(4月18日)と締結し、計17都県(徳島、高知、宮崎、愛知、埼玉、岐阜、長野、愛媛、秋田、静岡、広島、東京、香川、神奈川、三重、大分、千葉 ※記載は締結順)と締結しています。

また、第3期には群馬県(6月17日)に協定締結の要請を行い、要請中の県は9県(和歌山、福島、山口、鳥取、島根、石川、岡山、富山、群馬、※記載は要請順)となっています。

なお、9月以降の第4期の10月31日に全木協山梨県協会の設立総会があり、総会后、山梨県に協定締結の要請を行いました。加えて、11月6日に全木協山梨県協会が山梨県知事に全木協との協定締結を要請しました。

2) 全木協福島県協会による復興公営住宅の受注

東日本大震災の被災県で建設される復興公営住宅の多くがUR都市機構によるRC造で建設され、地元の工務店が関われない状況にあることから、全木協として応急仮設木造住宅だけでなく、復興公営住宅でも被災地貢献を行う必要があるとして、福島県大玉村で建設される福島県による復興公営住宅整備事業に全木協福島県協会として応募し、選定事業者選ばれ、21戸を受注しました。

全木協福島県協会による復興公営住宅を建設するスキームは、構成団体である全建総連福島とJBNの福島県の連携団体で受注戸数を折半。全木協福島県協会の代表事業者が完成・引き渡し後に県から支払いを受けるまでの資金調達を行い、JBNの福島県の会員工務店と全建総連福島の組合員は代表事業者とそれぞれ請負契約を結び、県に提案・採択を受けた住宅の仕様通りの施工を行う。代表事業者は仕様通りに施工が行われているかを確認するため全体の工事監理・各種申請手続き等を行います。

なお、住宅の基本仕様は、長期優良住宅の認定取得、低炭素建築物基準をクリア、主要構造材は県産材85%以上使用としています。

工事着手は当初14年10月中旬の予定でしたが、福島県より造成工事の事業者選定

や工事の段取りに時間がかかり、最短でも基礎着工は 15 年 7 月下旬に大幅に延期される旨、全木協福島県協会に説明がありました。なお、地盤改良工事が必要な場合には 8 月下旬となる可能性もあります。

3) 広島土砂災害における応急仮設木造住宅建設の災害協定に基づく対応

災害救助法が適用された 14 年 8 月 20 日の広島土砂災害では全壊 24 軒・半壊 41 軒・一部損壊 68 軒の家屋の被害が生じました。

広島県と応急仮設木造住宅建設の災害協定を締結する全木協に対して広島県より災害救助法が適用された旨の一報がありましたが、広島県では今回、被災者の住まいを公営住宅とみなし仮設で対応するとしたため、仮設住宅は建設されず、全木協への発注はありませんでした。

なお、広島県は災害前に作成した応急仮設住宅建設マニュアルで、応急仮設住宅の発注先の優先順位と発注戸数に応じた発注先について定められています。

具体的には、発注先の第 1 優先は初動が早く工期が短く、コストが低いプレ協（リース：規格建築部会）、第 2 優先を仕様等や小規模敷地で柔軟な対応が可能で、コストが中庸な工務店団体等、第 3 優先を初動に時間がかかり、コストが高いプレ協（住宅部会）とし、供給戸数が 2500 戸以内はプレ協（リース：規格建築部会）、2500～1 万戸はプレ協（規格建築部会）と工務店団体等、1 万戸超はプレ協（規格建築部会と住宅部会）と工務店団体等・公募事業者としています。

仮に仮設住宅を建設する場合であっても、県がマニュアル通りの対応をとった場合は全木協への発注はなかったと推測されます。

4) 応急仮設木造住宅の施工技術講習の実施

全木協が災害協定を締結した都県で全建総連の県連・組合と J B N 地域団体が連携して応急仮設住宅建設で指導的役割を果たせる者を養成する「応急仮設木造住宅建設に係る施工体制整備・施工技術講習」を全木協が国交省の補助事業を活用し、13 年 10 月から 14 年 2 月にかけて、15 都県（秋田、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、岐阜、広島、徳島、愛媛、香川、高知、宮崎）で実施し、499 人が受講しました。

講習会は座学講習と実技講習を行い、座学講習は全木協と都県との災害協定締結の現状と災害協定を締結する意義の説明、応急仮設木造住宅の概要と施工マニュアルを用いた図面・施工を解説。実技講習は模擬朝礼に始まり、杭打ち準備工事（地縄張り、逃げ杭打ち、杭芯出し）、杭打ち工事、杭頭切り工事、土台敷き・金物取付工事、柱建て・上棟、清掃・片付け、模擬終礼を行いました。

講習会を実施した都県の県連・組合からは「施工を体験したことで組合員の応急仮

設木造住宅建設の意識が高められた」「県職員の視察もあり、全木協への理解が高まった」「全建総連の県連・組合とJBNの地域団体の関係性が深まった」との報告がありました。

5) 被災者のすまいの確保検討ワーキンググループ

内閣府の「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」に設置された、災害時の仮設住宅の在り方を議論する「被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ」(※13年12月～14年8月に6回開催)に全木協はオブザーバーとして小川専務理事が出席し意見を述べました。

14年8月にとりまとめられた提言では、自治体が住宅を用意して提供する原則を改め、被災者に家賃を給付し自ら賃貸住宅を借りてもらう方式も検討するよう求めるとともに、全壊なら誰でも入居できる現状についても一定期間後に所得制限を設けることを考えるよう求めています。ワーキンググループの提言を受けて、今後、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会で確認されました。

なお、提言には全木協が発言・意見した下記の内容が盛り込まれました。

- 地域の中小零細工務店や建設技能者は災害前の住宅の耐震化、応急修理、応急建設住宅・復興住宅のいずれの場面でも地域性を理解したうえで対応できるので、必ず一定の役割を与えてほしい。被災地における建設事業者と労働者の就労確保については、地域経済の復興にも役立つことを強調したい。
- 住宅の応急修理は地方自治体によるリフォーム助成の上乗せ・横出し補助として活用できるようにしてほしい。
- 地域コミュニティの維持など入居者の生活の質についてもさらに向上させてほしい。

(2) 第3期運営委員会、臨時運営委員会の開催

5月13日に全建総連会館で第3期運営委員会を開催し、第3期中間報告と労働条件等の改定等について議論・確認しました。

応急仮設木造住宅建設の労働条件について、JBNと全建総連の現場労働者の従事割合について「両団体で協議の上、決定する」ことで確認。また、大工・職人の不足と賃金相場が上昇する現状を踏まえ、応急仮設木造住宅建設の労働条件で定める賃金(大工2万円、手元15000円)の改定について検討しましたが、引き続き検討が必要となりました。

また、臨時運営委員会を11月21日の第3期総会前に開催し、非営利型法人の届出と定款の改定、第1期の修正申告、旅費規程の改定、災害協定締結の都県で開催される住生活月間中央イベントへの対応について、論議しました。

(3) 地域における J B N 連携団体と全建総連加盟組合との連携

1) J B N と全建総連加盟組合との関係強化

全木協での J B N と全建総連の協力関係を礎に、地域における J B N 会員・連携団体と全建総連加盟組合の関係構築が進んでいます。

全建総連加盟組合が地域の J B N 会員に対し、組合加入や下請事業所や職人への組合の紹介を働きかける一方、J B N の連携団体となる全建総連加盟組合（建設埼玉、埼玉土建、千葉土建、神奈川県連、全建総連・関西地方協議会）もあり、相互協力が進んでいます。

2) 地域型住宅ブランド化事業

14 年度の公募は 4 月 10 日に開始され、6 月 27 日に事業採択され、応募した 476 グループ全てが採択されました。採択を受けた J B N 団体と全建総連加盟組合が連携しグループは下記の通りです。

グループ名称	地域型住宅の名称	補助配分額
全木協福島県協会	ふるさと再生 200 年の家	3,600 万円
全木協埼玉県協会	匠が創る埼玉・木の家	2,900 万円
ちば木造建築ネットワーク	まもる・つながる・ちばの家「結」	3,400 万円
全木協東京都協会	いえ・まち東京 2014	2,800 万円
全木協神奈川県協会	かながわ 200 年の家	2,600 万円
全木協長野県協会	H26 長期ブランド-信州木のすまい	4,700 万円
愛知県建設団体連合会	いらかの家 愛知の住まい	1,100 万円

3) 住宅省エネ化生産体制整備事業

国土交通省は、新築住宅の省エネ基準適合率を 2020 年までに 100% とすることを目指しています。これに向けて、特に基準適合率が低い在来木造住宅供給の主たる担い手である中小工務店に所属する、または中小工務店から工事を請け負う大工技能者等を対象として、2012 年度から 5 年計画で、20 万人を対象に省エネ基準の概要及び施工技術習得等のための講習を実施していくこととなっています。

この講習会事業は全国協議会と各都道府県に設置された地域協議会が担い、講習会の開催を担う地域協議会に、全木協愛媛県協会、全木協香川県協会が採択を受けました（※その他、J B N 連携団体や全建総連加盟組合が地域協議会の事務局を担う県も多くあります）。

なお、14 年度の受講者の目標は 13 年度と同じ 3.3 万人であり、全国協議会から協

議会の構成団体である J B N 及び全建総連に対して、14 年度から地域協議会が行う住宅関係団体への出前講習に積極的に取り組むよう求められました。

2. 第 3 期決算報告（別紙参照）

3. 第 4 期事業計画（2014/9～2015/8）

（1）応急仮設木造住宅建設に関する災害協定締結の要請

全木協では 2011 年 8 月以降、27 都県に対して、災害時における応急仮設木造住宅建設の災害協定締結を要請を行い、17 都県と災害協定を締結しました。

全都道府県との協定締結の目標達成に向けて、既に要請した県に改めて働きかけを強めるとともに、新たな県への要請は全建総連加盟組合、J B N 連携団体の意向を確認した上で進めます。

なお、広島県の応急仮設住宅建設マニュアルに発注先の優先順位、発注戸数に応じた発注先が決められていた問題で、今後、協定締結をした都県及び今後協定締結する県には、仮設住宅の発注先の優先順位と発注戸数に応じた発注先についてマニュアルに盛り込まないように、盛り込む場合には厳格な対応を採らないように求めています。

（2）福島県での復興公営住宅建設への対応と労働者供給の労働条件の検討

福島県ではいわき市や南相馬市など複数の市町村の復興公営住宅整備事業の公募の予定があり、全木協福島県協会は応募を予定しています。

全木協福島県協会が受注した復興公営住宅の建設に当たって必要な大工等を福島県内で確保できない場合には、全木協とその構成団体である全建総連に労働者供給を要請されることとなります。要請される場合には全木協で復興公営住宅建設に係る労働条件について協議を行い、決められた労働条件にて全建総連が供給先の事業者と労働協約を締結し、労働者供給を行うこととします。

復興公営住宅建設の労働条件について、第 4 期運営委員会で検討します。

（3）応急仮設木造住宅建設の労働条件の検討

第 3 期運営委員会で論議された応急仮設木造住宅建設の労働条件で定める賃金について、第 4 期運営委員会で引き続き検討します。

（4）福島県の復興公営住宅の視察研修

全木協福島県協会が受注した公営復興住宅（大玉村）の視察研修を行います。工事着手が8月頃予定であるため、全木協福島県協会と工事の進捗状況を確認した上で、日程を決めます。視察研修は1泊2日で、郡山市内もしくは岳温泉を会場に1日目午後全木協福島県協会からの復興公営住宅に関する報告をメインとした会議を行い、2日目午前に現場視察を行う予定とします。

全木協の役員・職員の宿泊費、交通費は全木協旅費規程に基づき全木協で負担することとし、それ以外の参加者については各団体の負担とします。

（５） 応急仮設木造住宅建設に係る施工技術等講習会への対応

応急仮設木造住宅建設に係る施工技術講習会は国交省の13年度補助事業を活用し、実施することができました。しかし、14年度においては同講習会は国交省の補助事業の対象外となり、実施を見送りました。実技講習だけでも材料費を含め100万円程度の経費がかかることから、全木協の予算では各都県で行う講習への財政支援を行えません。

国交省に15年度予算で同講習会を補助対象とするように求め、補助対象となる場合には補助申請し実施することとします。一方で、協定締結した都県より財政支援を受けて、当該県で講習会を行えないか都県に働きかけます。

（６） 地域型住宅ブランド化事業及び住宅省エネ施工技術等講習会事業への支援

引き続き、地域の実情を踏まえ、必要に応じて支援していくこととします。

（７） 賛助会員について

全木協の今後の事業運営を強化する観点から、引き続き賛助会員を募ることとします。

資料：第3期（2013年9月～）以降の事業概要一覧

- 2014. 11. 21 第3期臨時運営委員会開催
- 2014. 10. 31 全木協山梨県協会の設立総会、山梨県に協定締結を要請
- 2014. 10. 11 住生活月間中央イベント（広島）にて全木協の取り組みを紹介
～12
- 2014. 06. 27 国土交通省補助事業である平成26年度地域型住宅ブランド化事業に、全木協福島県協会、全木協埼玉県協会、全木協東京都協会、全木協神奈川県協会、全木協長野県協会が採択される。
- 2014. 06. 17 国土交通省補助事業である平成26年度住宅建築技術高度化・展開推進事業（住宅省エネ化推進体制強化）において、全木協香川県協会、

全木協愛媛県協会が採択される。

- 2014. 06. 17 群馬県への災害協定締結要請（1回目）
- 2014. 05. 13 第3期運営委員会開催
- 2014. 02. 26 大分県・知事への表敬訪問
- 2014. 02. 25 秋田・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2014. 02. 13 千葉・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2014. 02. 04 埼玉・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2014. 02. 03 大分県と災害協定締結
- 2014. 01. 23 神奈川・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2014. 01. 18 広島・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2014. 01. 16 宮崎・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2014. 01. 16 香川・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2013. 12. 16 富山県への災害協定締結要請（1回目）
- 2013. 12. 13 岐阜・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2013. 12. 06 三重県と災害協定締結
- 2013. 12. 03 静岡・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2013. 12. 02 愛知・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会
- 2013. 11. 29 東京・応急仮設木造住宅にかかる施工技術講習会

4. 第4期予算案（別紙参照）